用年度において行われたもの（に、「である場合には」を「に該当する現物分配にあつては、」に改め、「とする。第二号及び第三号において同じ。」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四十二条の十二第六項第十号」を「第四十二条の十二第六項第十五号」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の前に次の一項を加える。

10　法第四十二条の十二第六項第十四号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）において他の事業所から移転型適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用者（新規雇用者を除く。）で当該適用年度終了の日において当該移転型適用対象特定業務施設に勤務するものの数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該特定雇用者の数とする。

第二十七条の十二の二第一項中「ハに掲げる金額の合計額」の下に「（以下この項において「加算課税額」という。）」を加え、「加算調整額（」及び「をいう。）」を削り、「同項第一号ハに掲げる金額及び法第四十二条の十四第一項の規定により法人税の額に加算する金額」を「加算課税額」に改める。

第二十七条の十二の五第二項及び第三項を削り、同条第一項中「同条第三項第四号イ」を「同条第三項第六号イ」に改め、同項第一号中「次号」を「次号イ」に改め、「同じ。）」の下に「と当該適用年度の特定非新規雇用者基礎数（同項第二号ロに規定する特定非新規雇用者基礎数をいう。次号ロにおいて同じ。）とを合計した数」を加え、同項第二号中「同条第一項第二号ロに規定する基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数のうち同号ロに規定する総数として政令で定めるところにより証明がされた数に達するまでの数から同項」を「同条第六項第十二号に規定する移転型地方事業所基準雇用者数から当該法人が当該適用年度において同条第一項」に、「特定新規雇用者基礎数のうち同号イに規定する移転型特定新規雇用者数に達するまでの」を「次に掲げる数を合計した」に改め、同号に次のように加える。

イ　特定新規雇用者基礎数のうち法第四十二条の十二第六項第九号に規定する移転型特定新規雇用者数に達するまでの数

ロ　特定非新規雇用者基礎数のうち法第四十二条の十二第一項第二号ロに規定する移転型特定非新規雇用者基礎数に達するまでの数

第二十七条の十二の五第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第四十二条の十二の五第一項に規定する政令で定める事項は、同条第三項第三号に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）の支給額の引上げの方針、法第四十二条の十二の五第一項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事業上の関係者との関係の構築の方針に関する事項として厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が定める事項とする。

2　法第四十二条の十二の五第一項に規定する政令で定める場合は、同項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に、経済産業大臣の同項の法人がインターネットを利用する方法により前項に規定する事項を公表していることについて届出があつた旨を証する書類の写しの添付がある場合とする。

第二十七条の十二の五第四項及び第五項を次のように改める。

4　前項の規定は、法第四十二条の十二の五第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、前項中「同項の法人」とあるのは「同条第二項に規定する中小企業者等」と、同項各号中「当該法人」とあるのは「当該中小企業者等」と読み替えるものとする。

5　法第四十二条の十二の五第三項第二号に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　役員（法第四十二条の十二の五第三項第二号に規定する役員をいう。以下この項及び第十項第一号イにおいて同じ。）の親族

二　役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三　前二号に掲げる者以外の者で役員から生計の支援を受けているもの

四　前二号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

第二十七条の十二の五第二十四項を削り、同条第二十三項各号中「第二項第二号イ」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「同条第三項第十一号」を「同条第三項第十号」に、「雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合」を「雇用者給与等支給増加割合」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「同条第三項第六号」を「同条第三項第五号」に、「新規雇用者比較給与等支給額」を「継続雇用者比較給与等支給額」に、「同条第一項第一号に掲げる要件を満たさない」を「同条第一項に規定する継続雇用者給与等支給増加割合が百分の三以上であるときに該当しない」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「同条第三項第四号イ」を「同条第三項第六号イ」に、「同項第十一号」を「同項第十号」に改め、同項第一号中「第四十二条の十二の五第三項第十一号」を「第四十二条の十二の五第三項第十号」に、「第十八項において準用する第五項第一号」を「第十八項第一号」に改め、同項第二号中「前項において準用する第六項又は第八項」を「前二項の規定によりみなされた第十二項又は第十四項」に、「前項において準用する第六項から第八項まで、第十項又は第十一項第一号イ」を「第十七項第一号又は前二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

22　第七項、第九項、第十二項から第十五項まで及び第十八項から前項までの月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第二十七条の十二の五第十六項から第十九項までを削り、同条第十五項中「教育訓練費基準日」を「給与等基準日」に、「比較教育訓練費の額」を「比較雇用者給与等支給額」に、「教育訓練費の額に」を「法第四十二条の十二の五第三項第十号の給与等の支給額（当該適用年度の月数と前事業年度の月数とが異なる場合には、第十八項第一号又は第二号イ若しくはロの給与等支給額）に」に改め、「、適用年度を第八項の適用年度と」を削り、「同項各号の」を「第十四項各号の」に、「教育訓練費未経過法人」を「給与等未経過法人」に、「教育訓練費の額を同項の給与等支給額」を「給与等支給額（法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。）を同項の教育訓練費の額」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十四項中「教育訓練費基準日」を「給与等基準日」に、「次に掲げる日のうちいずれか早い」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」に、「比較教育訓練費の額」を「比較雇用者給与等支給額」に、「同条第三項第八号」を「同条第三項第十号」に、「教育訓練費の額（法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項第二号に規定する教育訓練費の額をいう。以下この条において同じ。」を「同号の給与等の支給額（当該適用年度の月数と当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（以下この項及び次項において「前事業年度」という。）の月数とが異なる場合には、前項第一号又は第二号イ若しくはロの給与等支給額」に改め、「、適用年度を第六項の適用年度と」を削り、「同項各号の」を「第十二項各号の」に、「教育訓練費未経過法人（」を「給与等未経過法人（」に改め、「以後一年」の下に「当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間。第一号において同じ。」を加え、「第一号」を「第一号イ」に、「第六項各号」を「第十二項各号」に、「教育訓練費の額を同項の給与等支給額」を「給与等支給額（法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。第一号イにおいて同じ。）を同項の教育訓練費の額」に改め、同項各号を次のように改める。

一　前事業年度の月数が適用年度の月数に満たない場合で、かつ、当該前事業年度が六月に満たない場合　次に掲げる日のうちいずれか早い日

イ　当該適用法人が給与等未経過法人に該当し、かつ、当該適用法人がその設立の日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内に行われた合併又は分割等に係る合併法人又は分割承継法人等に該当する場合（当該設立の日から当該合併又は分割等の日の前日までの期間に係